

水産庁のライフジャケット着用推進のための 取組みについて

平成28年3月15日
水産庁漁政部企画課

○ライフジャケットの着用推進等に関する会議

- 平成24年3月に閣議決定された水産基本計画に「ライフジャケットの着用を推進する取組を強化する」と明記されたことを受け、「ライフジャケットの着用推進等に関する会議」をこれまで5回にわたって開催。第5回会議(平成27年3月20日)では、ライフジャケット着用推進の取組みについて情報交換するとともに、着用推進に向けた課題や着用義務づけ範囲の拡大について意見交換を実施。

年月日	これまでの主な経緯等
平成20年4月1日	一人乗り漁船にライフジャケットの着用を義務付ける「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の改正が全面施行。
平成20年10月1日	水産庁、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会が「漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン」を作成。
平成24年3月23日	現「水産基本計画」が閣議決定。 「ライフジャケットの着用を推進する取組を強化する」旨、明記。
平成24年10月1日	「漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン」を第2版として改訂。
平成24年6月25日	第1回ライフジャケットの着用推進等に関する会議を開催。 ライフジャケット着用の制度概要の説明と着用推進に向けた意見交換を実施。
平成24年7月30日	第2回ライフジャケットの着用推進等に関する会議を開催。 ライフジャケット着用推進の取組みや着用義務づけ範囲の拡大について意見交換を実施。
平成24年8月31日	第3回ライフジャケットの着用推進等に関する会議を開催。 「中間とりまとめ」において、「関係者が一丸となって普及徹底を図り、1年後を目処に効果が見られない場合は、ライフジャケット着用義務づけ範囲の拡大について検討する」旨記述。
平成26年3月14日	第4回ライフジャケットの着用推進等に関する会議を開催。 当面は着用率向上に向けて関係者が取組みを継続していく必要があるという共通認識を確認するとともにライフジャケット着用義務づけ範囲の拡大等、法的規制の強化は、取締もセットでやらないと定着しないと指摘があり、直ちに規制を強化すべきとの共通認識には至らなかった。
平成27年3月20日	第5回ライフジャケットの着用推進等に関する会議を開催。 制度を所管する国土交通省海事局安全政策課が、ライフジャケット着用義務づけ範囲の拡大の検討を開始する意向を表明。これに対して、多くの出席者は義務づけ範囲の拡大を支持。

【参考】

水産基本計画

(平成24年3月23日閣議決定) 抜粋

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

5 漁船漁業の安全対策の強化

漁船は、貨物船などの他の船舶と比較して転覆・沈没事故が多いことから、気象・海象に応じた的確な出港判断や適切な操船等を通じて、海難事故を未然に防ぐため、安全操業に関する普及啓発活動や漁業無線の活用を推進する。また、転覆・沈没事故の多いまき網漁業や底びき網漁業等について、漁船の復原性を向上させるなどの安全性を高める取組を推進する。

さらに、万一事故が生じた場合の被害を少なくするため、ライフジャケットの着用を推進する取組を強化する。

○漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン

- 水産庁、(社)大日本水産会、全国漁業協同組合連合会は、平成20年10月(改訂版:平成24年10月)に、漁業者の方々に常時ライフジャケットを着用していただくため、着用ポイントや着用推進の取組のポイントを取りまとめた「漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン」を作成し、水産庁ホームページに掲載。

漁業者のための ライフジャケット着用推進 ガイドライン

平成24年10月
第2版

水産庁
社団法人 大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

Ⅱ 漁業者のみなさんのために

1. ライフジャケット着用のポイント

ライフジャケットを常時着ていなかった人でも、継続して着用すると違和感は薄れてきます。まずは、2週間程度続けて着用し出漁してみてください。

また、日頃から正しい使い方や手入れをしていないと、いざというときに機能しなくなります。購入した際に、正しい知識を得て、適切な使用とメンテナンスを心がけて下さい。

ポイント：出港時～入港時まで常時着用を心がけ、日々のメンテナンスをお忘れなく

さあ～、これから出漁、その前に、以下の点をチェックしましょう

- ・ライフジャケットが使用できる状態にあるか確認
- ・防水を施した携帯電話及びその他緊急用通信手段の確保を確認
- ・救命浮器、救命浮輪、救命いかだ等の確認
- ・乗船者全員のライフジャケット着用の確認

漁に出ている最中は

- ・常時着用を心がけましょう。仲間でお互いに「着ているか」と声を掛け合いましょう。

帰港後は

- ・ライフジャケットの汚れをとり、損傷がないかを目で確認しましょう。

「安全な漁業労働環境確保事業」によるライフジャケットの着用促進

- 水産庁では、平成25年度から、「安全な漁業労働環境確保事業(補助事業)」により、全国で「漁業カイゼン講習会」を開催し、漁業者を対象として、漁船の船内、船上における漁労災害を未然に防止するための手法や海難の未然防止などの漁業労働環境の向上に関する知識の普及を実施。

漁業カイゼン講習会のご案内

水産庁補助事業「安全な漁業労働環境確保事業」

～ 安全な労働環境の形成と労働災害の減少を目指して～

■ 漁業カイゼン講習会の目的

➡ 「安全推進員」を養成します

この事業は、漁業の労働環境のカイゼンや海難の未然防止などの知識を持った「安全推進員」を養成します。「安全推進員」の活躍で、各地域の漁船の労働環境改善などが推進され、海難事故の減少を目指します。



■ 漁業カイゼン講習会の特長

➡ 無料、わかりやすい、短時間などなど

特徴1: 無料	資料費、講師の経費はかかりません
特徴2: わかりやすい	問題点を見つけ出し、みんなで理解できる
特徴3: 短時間でOK	約1時間から可能です
特徴4: 効果的・好評	約8割の受講生が高い評価
特徴5: 地域に貢献	受講後は安全推進員として、漁船の事故の防止等に貢献できる

■ 漁業カイゼン講習会の内容例①

➡ 豊富な事例で実践的に

1. 安全推進員の考え方、活動内容の説明
2. チェックリストを説明
3. 良い改善事例の選定
4. 船内の点検(可能な場合)
5. 情報交換
6. 修了証の授与



■ 漁業カイゼン講習会の内容例 ②

➡ 現場の写真をたくさん使って、わかりやすい



■ 講習後の主なご意見(アンケートから)

➡ 好評いただいています

- 「具体的な形で話をされたのでわかりやすかった」
- 「地区ごとに、船が違うので地区ごとに必要かと思う」
- 「野球の例を取り上げてわかりやすい」
- 「事故を無くすことに努めます」
- 「危険な行動を再確認できました」
- 「自覚の問題、意識の向上をもつ」
- 「すぐにできることばかりで実践します」
- 「自覚して実践しようと思った」
- 「大切な役目を考え頑張ります。」

■ 漁業カイゼン講習会の目標

本事業は5年間で2500人の安全推進員を育成する計画です。安全推進員の活躍による漁業の安全向上を目指します。

申し込み、お問い合わせ先

一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビルB1

TEL 03-5545-1617 FAX 03-5545-1618

Eメール: magami@suisankai.or.jp 担当: 馬上(まがみ)

○漁業カイゼン講習会の実施状況

- 漁業カイゼン講習会を受講した漁業者は、「安全推進員」として漁業現場において、他の漁業者に対して講習会で得た知識の普及やライフジャケットの着用呼びかけなどを行っている。

漁業カイゼン講習会実施状況

年 度	開催回数		受講者数
	沿岸	沖遠	
平成25年度	9	5	609
平成26年度	15	10	958
平成27年度	25	7	1,199
合計	49	22	2,766

○ライフジャケット選定に関する調査

- 水産庁では、平成25年度から、「安全な漁業労働環境確保事業(補助事業)」により、ライフジャケット着用向上のための調査を、国立研究開発法人 水産総合研究センター水産工学研究所に委託して実施中。
- 調査結果は平成29年度に取りまとめを行い、様々な漁業現場等に応じた適切なライフジャケットの選定方法及び改善点について、関連業界等に提案する予定。

【目的】
漁業の安全性向上のためのライフジャケット着用における現状と課題等について分析し、適切なライフジャケット選定に資することを目的とする。

【内容】
漁業における船上作業等を調査し、「かさばる、ひっかかる等」ライフジャケット着用を阻害する作業面の要因を分析する。

ライフジャケット選定に関する現地調査

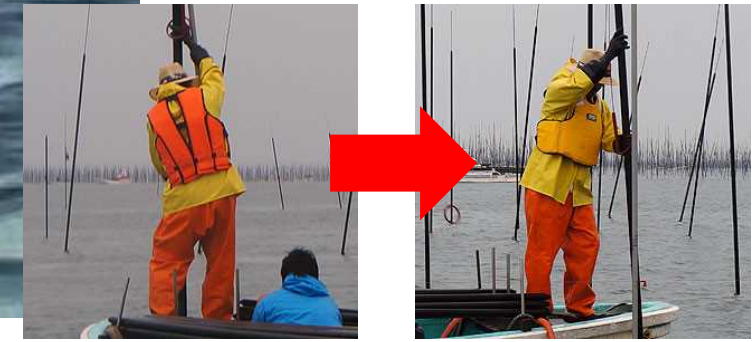


国立研究開発法人 水産総合研究センター
水産工学研究所

板びき網漁業の揚網選別の様子



のり養殖業の支柱立て作業の様子

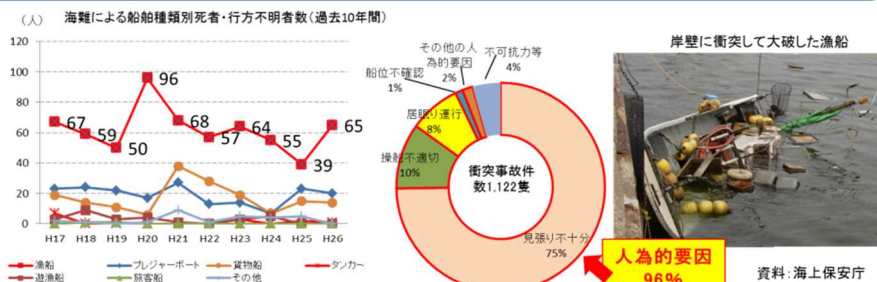


全国漁船安全操業推進月間の取組み

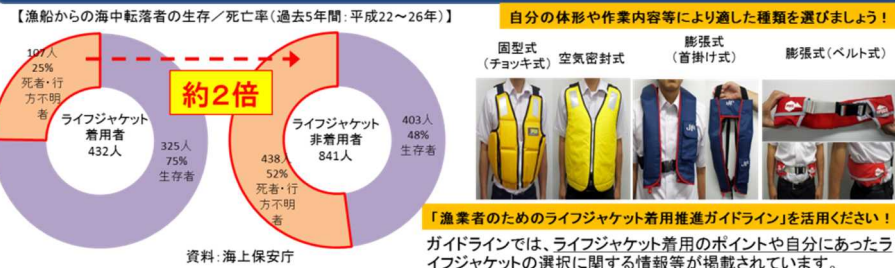
● 漁船の安全操業の推進と漁船事故の防止のため、漁業団体や関係省庁が連携し、毎年10月を「全国漁船安全操業推進月間」と定め、漁業関係者に対して、ライフジャケット着用促進等事故防止キャンペーンを実施。

10月は全国漁船安全操業推進月間です！

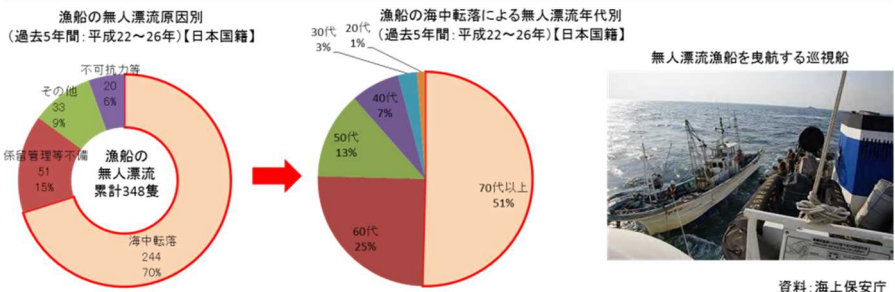
海難による死者・行方不明者の約7割は漁船が占めています。漁船衝突事故の約8割は見張り不十分によるものであり、人為的要因によるものが9割以上を占めています。



ライフジャケットの非着用者の死亡率は着用者比べて約2倍高くなります。万が一海中転落の際、自分の命を守るためライフジャケットを必ず着用しましょう！



漁船の無人漂流のうち、海中転落によるものが約7割を占め、その半数を70歳以上の高齢者が占めています。高齢者の皆様は日頃の体調管理にも万全を尽くしましょう！



10月は全国漁船安全操業推進月間です！

「カイゼン講習会」を活用して、「安全推進員」を養成しましょう！

カイゼン講習会の詳細は、一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センターホームページをご覧ください！
お問い合わせ先: 03-5545-1617 [安全事業関係資料] <http://shuugyousha.org/pdf/anzen/annnai2014.pdf>

マリセーフティガイド

発航前点検とライフジャケットの常時着用！

「マリセーフティガイド」は、安全な航行のために、出航前、航行中、入港後のチェック項目を掲載した海難防止実践パンフレットです。「ボイジャー」ボート編「漁船編」の2種類があります。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/syoukai/soshiki/toudai/navigationsafety/handbook.htm>

沿岸域情報提供システム(MICS)

海上保安庁では、全国各地の灯台などで観測した気象・海象の状況、海上工事の状況など、海の安全に関する情報を提供する沿岸域情報提供システム(MICS)を運用しています。MICSの情報は、インターネットを通じて誰でも簡単に利用することができます。

緊急情報配信サービス
24時間体制で海上保安庁が発する緊急情報や気象庁発表の気象警報・注意報等を電子メールで配信します。

新規登録ページ
<http://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touraku.html>

パソコン用サイト

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/>

スマートフォン用サイト

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>

携帯電話用サイト

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html>

JCG 海上保安庁

運輸安全委員会のホームページを安全操業に活用しましょう！(過去5年間の海難事例から事故防止策などを見ることができます。)

船舶事故ハザードマップモバイル版

地図から探せる事故とリスクと安全情報

どこで、どんな事故が起こっているかひとめでわかります。

スマートフォンやタブレットで

漁ろう中の死傷等事故の防止に向けて

http://www.mlit.go.jp/jtsb/bunsei-kankobutu/jtsbdigests/jtsbdigests_No16.html

再発防止の教訓

救命胴衣の着用の徹底
安全作業の徹底
外部との連絡手段の確保

「運輸安全委員会ダイジェスト」として、事故発生状況や事故事例から再発防止の教訓をまとめています。

詳細は運輸安全委員会ホームページをご覧ください！

JTSB 運輸安全委員会
Japan Transport Safety Board

運輸安全委員会は、年間約1,000件の船舶事故等を調査して報告書をホームページで公表しています。
<http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>

幹事団体: (一社)大日本水産会
協賛: 全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、漁船保険中央会、(公財)漁船海難追悼育英会、(一財)中央漁業操業安全協会、(一社)全国漁業無職協会、NPO法人水産業・漁村活性化推進機構、(一社)全国漁業就業者確保育成センター
後援: 水産庁、国土交通省、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所

海難事故防止のためAISの導入を！

総務省、国土交通省、水産庁、海上保安庁

AISとは? AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置)とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送信するシステムです。

AIS情報(位置、針路、速力等を相互に確認可能)

AISは雨や波の影響を受けず、荒天時でもお互いの位置、針路等を容易に確認できます！

船型別AISは、比較的安価(10数万円程度)に購入でき、無職従事者の資格がなくても操作できます。(※ただし無線局の免許申請は必要です。)

AISを搭載する漁船に支援制度ができました！

漁船保険中央会において、AIS搭載漁船への優遇措置として、年間保険料の一部を助成します。

お問い合わせ先: 水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357
漁船保険中央会 03-3591-3103
<http://www.gln.or.jp/>

漁船へのAISの設置に当たって、漁船資金等を借り入れる場合の金利を実質無利子とする利子助成(最大2%)を行っています。

お問い合わせ先: 水産庁水産経営課 03-6744-2347

AISを搭載する漁船に支援制度ができました。詳細は水産庁ホームページをご覧ください！

【漁船の安全操業に関する情報】 水産庁 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/bunyabetsu/index.html#-11>